

行政委員会事務局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について  
(少額随意契約を除く)

令和7年度第4四半期

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	衆議院議員総選挙、最高裁判所 裁判官国民審査、大阪府知事選 挙及び大阪市長選挙に係る投 票管理システム運用及びサポ ート業務委託	情報処理	(株)ムサシ 大 阪支店	49,958,150	令和8年1月19日	地方自治法施行 令第167条の2第1 項第2号	W2	○
2	衆議院議員総選挙、最高裁判所 裁判官国民審査、大阪府知事選 挙及び大阪市長選挙に係る期 日前投票システム運用及びサ ポート業務委託	情報処理	(株)ムサシ 大 阪支店	7,850,150	令和8年1月19日	地方自治法施行 令第167条の2第1 項第2号	G30	—
3	衆議院議員総選挙、最高裁判所 裁判官国民審査、大阪府知事選 挙及び大阪市長選挙に係る投 開票集計システム運用及びサ ポート業務委託	情報処理	(株)ムサシ 大 阪支店	2,439,250	令和8年1月19日	地方自治法施行 令第167条の2第1 項第2号	G30	—
4	衆議院議員総選挙、最高裁判所 裁判官国民審査、大阪府知事選 挙、大阪市長選挙及び大阪市議 会議員補欠選挙用交付機・計 数機・読取分類機(ムサシ製)点 検調整等業務委託	情報処理	(株)ムサシ 大 阪支店	9,887,900	令和8年1月20日	地方自治法施行 令第167条の2第1 項第2号	G30	—

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
5	最高裁判所裁判官国民審査投票用紙読取分類機(グローリー製)点検調整等業務委託	情報処理	グローリー(株) 近畿支店	4,281,640	令和8年1月20日	地方自治法施行 令第167条の2第1 項第2号	G30	—
6	衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査、大阪府知事選挙、大阪市長選挙及び大阪市議会議員補欠選挙用投票用紙交付機・計数機(グローリー製)点検調整等業務委託	情報処理	グローリー(株) 近畿支店	3,751,000	令和8年1月20日	地方自治法施行 令第167条の2第1 項第2号	G30	—

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査、大阪府知事選挙及び大阪市長選挙に係る投票管理システム運用及びサポート業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社ムサシ 大阪支店

### 3 随意契約理由

本業務は、株式会社ムサシが開発した投票管理システムを用いて、投票の当日に各投票所において選挙人名簿対照業務を行うに際して、その運用支援及びサポートを実施するものである。

投票管理システムは、本市において既に導入している期日前投票システムにより作成した選挙人名簿データを使用し、投票日当日に投票所において選挙人名簿対照を行うものであるが、選挙人名簿データと接続して使用できるシステムは、期日前投票システムを開発した株式会社ムサシがパッケージシステムとして展開している本システムのみである。

なお、いずれのシステムも同社が開発し、本市仕様にカスタマイズして使用しているが、ライセンスはすべて同社が保有していることから、今回の選挙に向けたシステム調整作業や使用機器への設定、障害発生時のシステム処理・対処を含めた運用支援は他社には行うことができない。

以上のことから、本市職員が同システムの安定的かつ円滑な運用を行えるようサポートを行い、また、万一システム障害が発生した場合に、迅速かつ的確に対応できる体制を整えることができるのは同社しか存在しないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同社と業務委託を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8511）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査、大阪府知事選挙及び大阪市長選挙に係る期日前投票システム運用及びサポート業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社ムサシ 大阪支店

### 3 随意契約理由

期日前投票システムは、投票情報の管理に必要なシステムであり、同システムを用いて、投票前に住基システムから抽出した選挙人データを取り込み、選挙人の日々の異動情報を反映させて選挙人情報を管理している。また、期日前投票所においては、同システムを用いて名簿対照を行っている。

本業務は、上記期日前投票システムの運用及びサポートを実施するものである。

本市の期日前投票システムは、株式会社ムサシがパッケージシステムとして開発・展開しているため、ライセンスは全て同社が保有していることから、今回の選挙に向けたシステム調整作業や使用機器への設定、障害発生時のシステム処理・対処を含めた運用支援は他社には行うことができない。

以上のことから、本市職員が同システムの安定的かつ円滑な運用を行えるよう設定及びサポートを行い、また、万一システム障害が発生した場合に、迅速かつ的確に対応できる体制を整えることができるのは同社しか存在しないため、同社を特名し本契約の相手方とする。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8511）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査、大阪府知事選挙及び大阪市長選挙に係る投開票集計システム運用及びサポート業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社ムサシ 大阪支店

### 3 随意契約理由

本業務は、投開票集計システムを用いて、期日前投票期間、投開票日当日に投票者数、開票数の集計を行うに際して、その運用支援及びサポートを実施するものであるが、当該システムは、株式会社ムサシがパッケージシステムとして展開しているシステムである。また、期日前投票期間の集計については、同社が開発し、本市において既に導入している期日前投票システムと連携の上実施している。

当該システムは同社が開発し、本市仕様にカスタマイズしているが、ライセンスはすべて同社が保有していることから、今回の選挙に向けたシステム調整作業や使用機器への設定、障害発生時のシステム処理・対処を含めた運用支援は他社には行うことはできない。

以上のことから、本市職員が同システムの安定的かつ円滑な運用を行えるようサポートを行い、また、万一システム障害が発生した場合に、迅速かつ的確に対応できる体制を整えることができるのは同社以外には存在しないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同社と業務委託契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8515）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査、大阪府知事選挙、大阪市長選挙及び大阪市議会議員補欠選挙用交付機・計数機・読取分類機（ムサシ製）点検調整等業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社ムサシ 大阪支店

### 3 随意契約理由

本業務は、投票用紙自動交付機・計数機・読取分類機（以下「交付機等」という。）での投票用紙の確実な交付及び枚数のカウントなど円滑な投票及び開票事務を行うために不可欠である事前の点検調整及び部品交換を行うものである。

株式会社ムサシは、本業務で点検等業務委託の対象としている交付機等の製造会社であり、点検調整及び部品の調達・交換を含め、当該機に関する専門的技術を有し、責任をもって当該業務を履行可能な唯一の企業であるため、同社を特名し、契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8511）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

最高裁判所裁判官国民審査投票用紙読取分類機（グローリー製）点検調整等業務委託

### 2 契約の相手方

グローリー株式会社

### 3 随意契約理由

本業務は、読取分類機での投票用紙の確実な読取分類をもって円滑な開票事務を行うために不可欠である事前の点検調整及び部品交換を行うものである。

グローリー株式会社は、本業務で点検等業務委託の対象としている読取分類機の製造会社であり、点検調整及び部品の調達・交換を含め、当該機に関する専門的技術を有し、責任をもって当該業務を履行可能な唯一の企業であるため、同社を特名し、契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8515）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査、大阪府知事選挙、大阪市長選挙及び大阪市議会議員補欠選挙用投票用紙交付機・計数機（グローリー製）点検調整等業務委託

### 2 契約の相手方

グローリー株式会社

### 3 随意契約理由

本業務は、投票用紙自動交付機・計数機（以下「交付機等」という。）での投票用紙の確実な交付及び枚数のカウントなど円滑な投票及び開票事務を行うために不可欠である事前の点検調整及び部品交換を行うものである。

グローリー株式会社は、本業務で点検等業務委託の対象としている交付機等の製造会社であり、点検調整及び部品の調達・交換を含め、当該機に関する専門的技術を有し、責任をもって当該業務を履行可能な唯一の企業であるため、同社を特名し、契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8511）